

その領収書、捨てないで！ 高校生の医療費を山県まちづくり振興券で助成

市では、高校生の保護者に山県まちづくり振興券で医療費を助成します。助成を希望する場合は申請が必要です。受付期間中に申請してください。

なお、対象者には7月上旬に案内を郵送しています。詳しくは、市HPをご覧ください。

▼助成対象医療費

保護者が市内に住所を有する期間に支払った、高校生などのお子さんの医療費の自己負担分。※下の表を参照

▼受付期間

令和4年1月4日(火)～2月15日(火)

8時30分～17時15分

※土・日・祝日は除く

※夜間窓口開設日 1月25日(火)

17時15分～21時(受付時間変更の場合あり)

※休日窓口開設日 1月9日(日)、

2月13日(日) 9時～正午

▼申請場所 市民環境課②番窓口

▼提出書類

・申請書・医療費明細書

・医療費領収書(原本)

・学生証・保険証など

問 市民環境課

Tel 22-6827

ID 4967

令和3年度年齢別助成対象一覧表

令和3年4月1日現在

令和3年度	生年月日	助成対象の領収書	助成対象の医療費
高校1年生	H17.4.2生～H18.4.1生	R3.4.1～R3.12.31 高校入学からのもの	・入院・外来、調剤、補装具、接骨院 の自己負担分(保険対象分) ※文書料、予防接種、食事代、差額ベッ ド代は除く ※スポーツ振興センターや高額療養費 給付などで健康組合などから補てん を受けた部分は対象外
高校2年生	H16.4.2生～H17.4.1生	R3.1.1～R3.12.31	
高校3年生	H15.4.2生～H16.4.1生		
卒業生	H14.4.2生～H15.4.1生	R3.1.1～R3.3.31 高校卒業までのもの	

※令和2年度に高校生だった人のR2.1.1～R2.12.31までの助成対象の領収書も受け付けます。

※助成対象の医療費の合計金額が1,000円未満は対象外です。(1,000円単位)

福祉医療費助成制度のご案内

次の対象者に医療費の助成を行っています。制度の利用には申請が必要で、受付・審査をした後、該当する受給者証を交付します。また、住所、氏名、健康保険証が変更になったときは、受給者証、保険証をお持ちのうえ手続きしてください。

▼助成方法

県内医療機関 保険証と一緒に受給者証を医療機関で提示してください。

県外医療機関 自己負担分をいったん医療機関で支払い、後日、市民環境課、各支所で払い戻しの手続きをしてください。

問 市民環境課 Tel 22-6827

ID 1008

重度の受給者証更新

現在交付している重度の福祉医療費受給者証の有効期限は9月30日です。

所得審査後、9月中旬に該当者に案内通知書を郵送しますので手続きしてください。

▼受付期間 9月15日(水)～30日(木)

※土・日・祝日は除く

▼受付場所 通知書に記載

母子・父子家庭受給者証の更新

10月中旬に該当者に案内します。

母子・父子家庭受給者証の更新

名 称	対象者	受給者証	所得制限	助成額	対象医療
子ども医療費	0歳から小学校就学前までの子	乳幼児	なし	保険診療の自己負担分の全額	入院・外来
	小学校1年生から中学校3年生までの子	子ども			
母子家庭等医療費	・18歳到達後の年度末までの子を養育している配偶者のいない母とその子 ・父母のいない18歳未満の子	母子家庭等	あり		
父子家庭医療費	18歳到達後の年度末までの子を養育している配偶者のいない父とその子	父子家庭			
重度心身障害者医療費	・身体障害者手帳(1～3級)所持者 ・療育手帳(A1、A2、B1)所持者 ・精神保健福祉手帳(1、2級)所持者 ・戦傷病者手帳(特別項症～第4項症)の交付を受け、かつ、身体障害者手帳4級所持者	重度			

東海初!

救急相談センターぎふ 10月1日スタート

「救急車を呼んだほうがいいのかな?」「すぐに病院で診てもらったほうがいいのかな?」「今診てもらえる病院はどこ?」「応急手当の方法は?」など急な病気やけがで迷ったことはありませんか。

岐阜市消防本部では、24時間365日、電話で看護師などの専門家からアドバイスを受けることができる「救急相談センターぎふ(#7119)」を開始します。

迷ったら、#7119に電話してください。

☎岐阜市消防本部救急課 Tel058-262-7167

▶運用開始日 10月1日(金)

▶対象地域 山県市、岐阜市、瑞穂市、本巣市、北方町

▶対象年齢 全年齢

▶利用方法 携帯電話・プッシュ回線からは#7119へ電話。つながらない場合は058-265-0009へ電話。

▶相談内容 救急相談・病院案内

▶注意事項

- ・岐阜地域病院案内「Tel058-262-3799」は使用できなくなります。
- ・緊急性があると判断された場合は#7119ではなく、119番通報してください。
- ・電話による相談であり、診療ではありません。



切り取って冷蔵庫に貼るなどして利用してください

救急相談センターぎふ 急な病気やけがで迷ったら

 **#7119**

つながらない時は058-265-0009
24時間365日
看護師などの専門家が対応

救急相談 **病院案内**

かけてみい~ 

【担当】岐阜市消防本部
058-262-7167